

いじめ防止等のための基本的な方針

大仙市立平和中学校

令和2年4月

I いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめはいかなる理由があろうとも絶対に許されない行為であることを、生徒が十分に理解した上で、人権を侵害する不当な行為に毅然とした態度で臨み、いじめ防止等について主体的かつ積極的に取り組むことが大切である。

いじめ問題への取組にあたっては、**学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める**。また、いじめ問題の取組で最も重要なことは、未然防止の活動であると認識し、「いじめを生まない学校の風土づくり」に全力を挙げて取り組む。

1. いじめとは

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、**心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの**」とする。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

2. いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを認識し、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の(1)～(8)は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- (1) いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に接触する。
- (6) いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (8) いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II いじめ防止

いじめ問題において、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない風土づくり」に取り組む。また、生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する。

1. 生徒や学級の様子を知るためには

(1) 教師の気づきが基本

生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。そのためには、**同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒と場を共にする**。そして、生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状況を推し量ることができる感性を高めるように努める。

(2) 実態把握の方法

生徒の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査等を実態把握の一つの方法として用いる。

2. 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自己肯定感」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

生徒は、周りの環境によって大きな影響を受ける。生徒にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する生徒を中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

(1) 生徒のまなざしと信頼

生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。生徒の良きモデルとなり、信頼されることが求められることを肝に銘じ、日々生徒に接する。

(2) 自尊感情や自己有用感を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験を通して生徒は大きく成長するので、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを行う。また、先生に「認められた」と感じることで、自己肯定感につながると考え、生徒への温かい声かけを心がける。

(3) 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学級づくりを推進する。

3. 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかわりを深める体験学習を充実させることは、豊かな心を育てる重要なポイントである。

(1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させる。また、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(2) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対して、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる。

生徒は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う。

4. 保護者や地域の方への働きかけ

P T A全体会や学級・学年懇談会、各種会議等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会やHP、学校・学年報等による広報活動を積極的に行う。

Ⅲ いじめ早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながるので、日頃から生徒との信頼関係の構築に努める。また、いじめは、大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力の向上に努める。さらに、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集する。

1. 教職員のいじめに気づく力を高めるためには

(1) 生徒の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのために、人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受け止め、生徒を守るという姿勢で生徒に接する。

(2) 生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが必要である。そのために、生徒の気持ちを受け入れ、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解するように努める。

2. いじめの態様

いじめの態様について、それぞれの行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとる。

分 類	抵触する可能性のある刑罰法規
(1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ……	脅迫、名誉毀損、侮辱
(2) 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要	
(3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……	暴行
(4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……	暴行、傷害
(5) 金品をたかられる ……	傷害
(6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……	窃盗、器物破損
(7) いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ……	強要、強制わいせつ
(8) パソコンや通信可能端末等で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……	名誉毀損、侮辱

3. いじめが見えにくいのは

(1) いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人を目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。《時間と場所》また、遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。《カモフラージュ》

(2) いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている生徒は、「親に心配をかけたくない」「いじめられる自分はダメな人間だ」「訴えても大人は信用できない」「訴えたら仕返しが怖い」などといった心理が働くものである。

(3) ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

4. 早期発見のための手立て

(1) 日々の観察 ～生徒がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

(2) 観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、生徒は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

(3) 日記等の活用 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

必要に応じて気になる生徒には、日記を書かせたりすることで、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) 教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。また、定期的な教育相談週間を設けて、生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。

(5) いじめ実態調査アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

定期的に（月に1回）実施するとともに、実態に応じて随時実施することにする。いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。

5. 相談しやすい環境づくりをすすめるためには

生徒が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払う。

(1) 本人からの訴えには

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考える。また、「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

(2) 周りの生徒からの訴えには

いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。また、「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝える、安心感を与える。

(3) 保護者からの訴えには

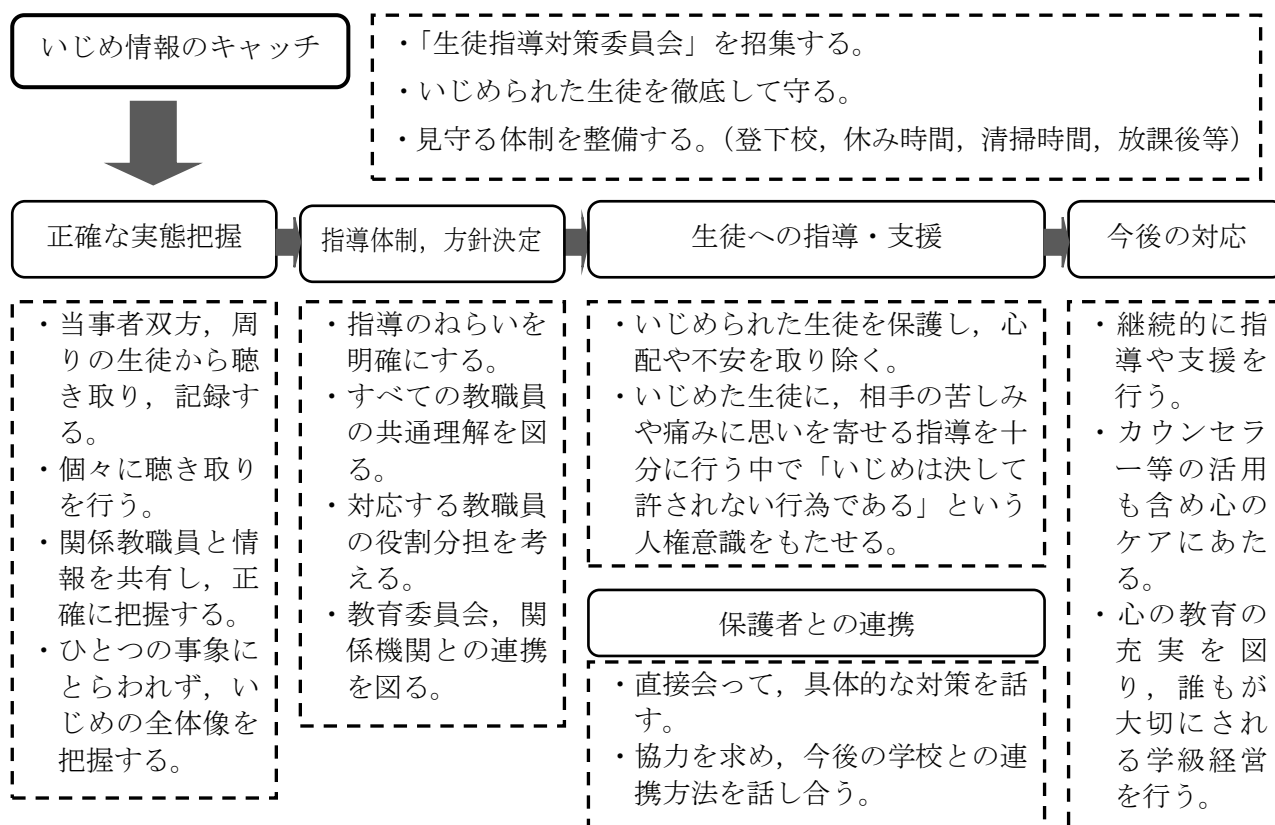
保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。そのためには、日頃から、生徒の良いところや気になること等、学校の様子について連絡しておくようにする。

また、生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のつけや子育てについて、否定されたと感じることもあるので、保護者の気持ちを十分に理解して接する。

Ⅳ いじめに対する措置

いじめの兆候を発見した時は、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

1. いじめ対応の基本的な流れ



2. いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した場合、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。

(1) いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う。

状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（学年主任・担任・生指担当）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

3. いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた生徒に対して

① 生徒に対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

② 保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(2) いじめた生徒に対して

① 生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

② 保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(3) 周りの生徒たちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめと同じことであると理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携を密にする。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

1. ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものである。

2. 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

(1) 保護者会で伝えたいこと

① 未然防止の観点から

- ・生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話等を持たせる必要性について検討すること
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること

② 早期発見の観点から

- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

(2) 情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

① インターネットの特殊性を踏まえて

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、障害など別の犯罪につながる可能性があること。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

② 生徒たちの心理

- ・匿名で書き込みができるなら…自分だとわからなければ…誰にも気づかれず、見られていないから…あの子がやっているなら…動画共有サイトで目立ちたい…

3. 早期発見・早期対応のためには

(1) 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等，具体的な対応方法を子ども，保護者に助言し，協力して取り組む必要がある。
- ・学校，保護者だけでは解決が困難な事例が多く，警察等の専門機関との連携が必要になる。

① 書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために，専門機関等に相談し，書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

※学校非公式サイト上の削除も同様（指導のポイント）

- ・誹謗中傷を書き込むことは，「いじめ」であり，決して許される行為ではないこと。
- ・匿名で書き込みができるが，書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は，犯罪となり，警察に検挙されること。

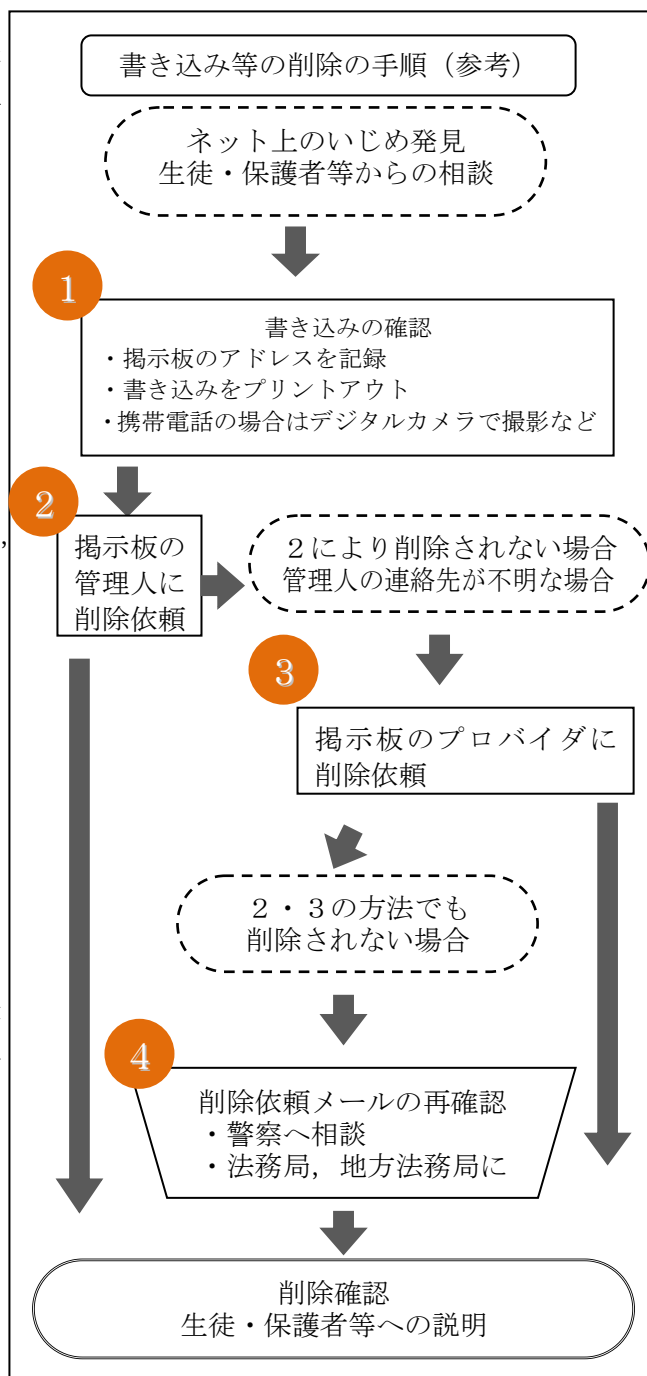
② チェーンメールの対応は（指導のポイント）

- ・チェーンメールの内容は，架空のものであり，転送しないことで，不幸になったり，危害を加えられたりすることはないこと。
- ・受け取った人は迷惑し，友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により，「ネット上のいじめ」の加害者になること。

【チェーンメール転送先】

（財）日本データ通信協会メール相談センターにおいて，チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>



※ネット上のいじめへの対応についても，早期対応の取組が必要である。

※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため，常に新しい問題に関心をはらう必要がある。

VI 重大事態への対処

1. 重大事態

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ① 生徒が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った時
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより生徒が相当の期間（年間30日が目安）学校を欠席することを余儀なくされていると認める時

2. 学校設置者又は学校による調査

(1) 調査を行うための組織

いじめが重大事態と認められた場合、速やかに大仙市教育委員会又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。その組織については、弁護士、精神科医、学識経験者、スクールカウンセラー等の専門知識や経験を有するもので、当該事案の関係者との人間関係を有しない者により構成するなど、調査が公平性、中立性を確保して行われるように留意する。学校が主体となる場合でも、学校に置かれた組織に適切な専門家を加えるなどする。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ① いじめられた生徒から聞き取りが可能な場合
 - ・いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先として調査実施
- ② いじめられた生徒から聞き取りが不可能な場合
 - ・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取

(3) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
 - ・学校の設置者又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ② 質問紙調査により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合もあることを、その調査対象者となる生徒や保護者に説明する。

3. 地方公共団体の長等の再調査及び措置

(1) 再調査

職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査が公平性、中立性を確保して行われるようにする。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

VI いじめ問題に取り組む体制の整備

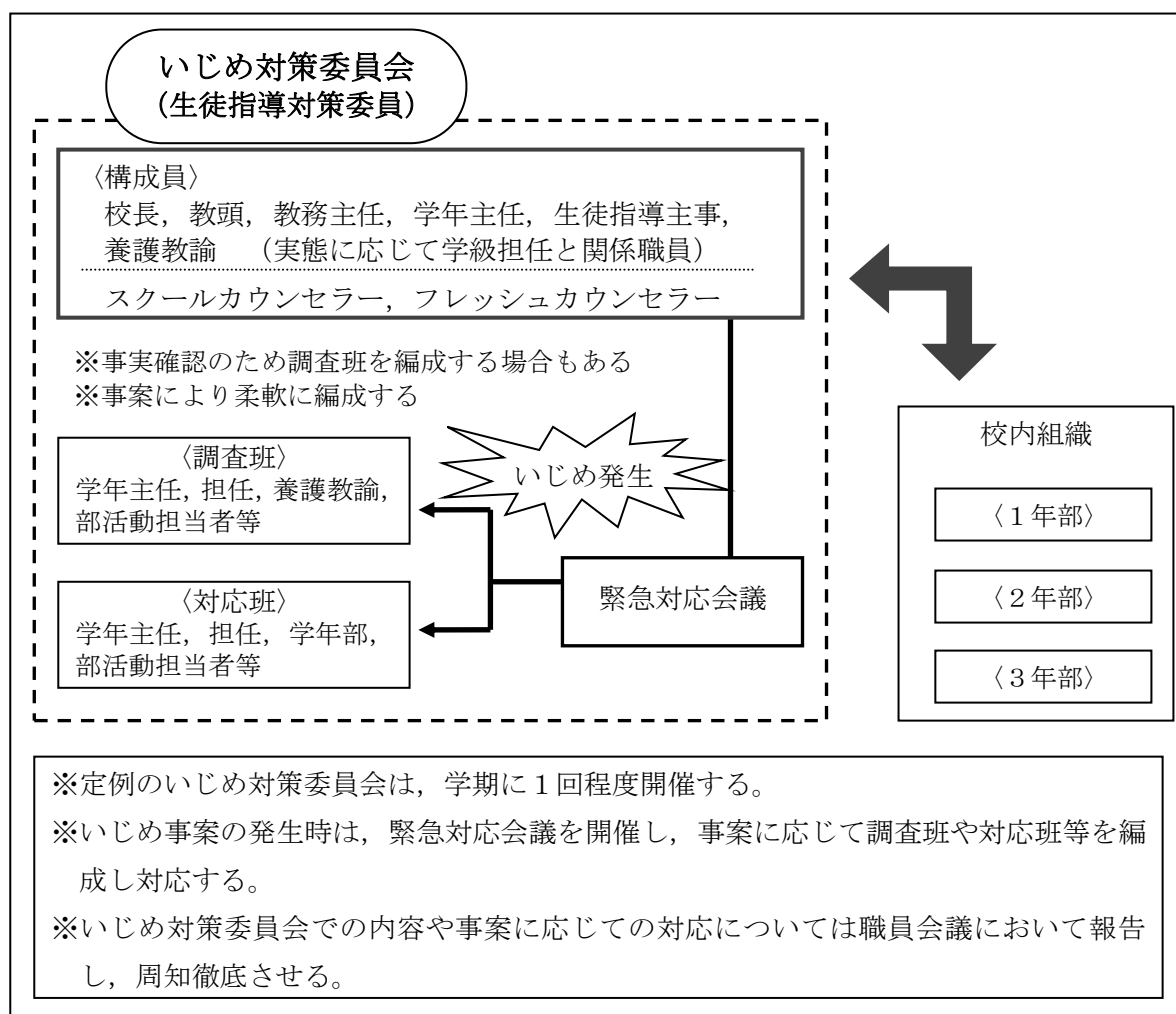
いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う。そのため、既存の「嶽雄委員会（生徒指導委員会）」を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

1. いじめ対策委員会の設置について

既存の「生徒指導対策委員会」をいじめ対策委員会とし、学校長が任命した教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事を中心に、養護教諭、スクールカウンセラー、フレッシュカウンセラーなどをメンバーとする。

なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応し、機動性のある組織とする。

《いじめ対策委員会組織》



いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている生徒

● 日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしめない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

● 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

● 昼食時

- 好きな物を他の生徒にあげる
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

● 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除している

● その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう

※上記のチェックリストは、参考例です。学年や学級、生徒たちの実態に応じて、工夫して活用するようにして下さい。